

公告 第693号

令和2年度 任意継続被保険者の標準報酬月額公告

健康保険法第47条第2号の規定により、当健康保健組合の任意継続被保険者の標準報酬月額、及び適用期間を下記のとおり公告する。

令和 2年 2月 26日
フアンバッドグループ健康保険組合
理事長 池田 茂



—記—

1、標準報酬月額（上限） 340,000円 （24等級）

※令和1年9月30日の全被保険者の報酬月額を平均した額、337,075円を基礎としています。

2、適用年月日 令和2年4月1日～令和3年3月31日

3、保 険 料 ・一般保険料月額 34,371円【保険料率 10.109%（調整保険料含）】
・介護保険料月額 5,780円【保険料率 1.7%】

※上記の金額は標準報酬額が34万円の方の金額です。